省　令

○総務省令第四十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線局免許手続規則及び無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月十七日

総務大臣　川端　達夫

無線局免許手続規則及び無線設備規則の一部を改正する省令

（無線局免許手続規則の一部改正）

第一条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二号第2注25(6)中「ときは」を「場合は」に、「内容を記載すること。」を「内容（」に、「場合には」を「ときには」に、「免許の番号」を「免許の番号）」に改め、同注中⑩を⑪とし、(7)から⑨までを⑧から⑩までとし、(6)の次に次のように加える。

(7)　法第27条の12第2項第5号に規定する終了促進措置に係る周波数を希望する特定基地局にあつては、終了促進措置の対象となる次に掲げる無線局の免許人等（特定小電力無線局にあつては、所有者又は占有者）との間における終了促進措置に係る合意その他の実施の内容を記載すること。ただし、当該終了促進措置の実施の内容が既に免許を受けた無線局に係る当該終了促進措置の実施の内容と同一である場合には、その旨及び当該無線局の免許の番号を記載することにより、当該終了促進措置の実施の内容の記載に代えることができる。

ア　当該特定基地局と所轄総合通信局長（施行規則第51条の15第2項に規定する所轄総合通信局長をいう。）を同じくするMCA陸上移動通信及びデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局

イ　当該特定基地局の通信区域（当該特定基地局とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域をいい、包括免許に係る特定基地局にあつては、当該包括免許に係る無線設備を設置しようとする区域をいう。エにおいて同じ。）に係る都道府県内を常置場所とする構内無線局

ウ　簡易無線局

エ　当該終了促進措置に係る協議の申入れがあつた特定小電力無線局（特定基地局の通信区域に係る都道府県内で運用しているものに限る。）

（無線設備規則の一部改正）

第二条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条の表十の項及び十一の項を次のように改める。

十	第四十九条の六に定める携帯無線通信を行う無線局（基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信の中継を行う陸上移動局又は陸上移動中継局（いずれも同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもの	六二
	陸上移動局（同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の送信設備（七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合を除く。）であつて、基地局と通信を行うもの	八七
	陸上移動中継局（同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の送信設備（七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合を除く。）であつて、基地局と通信を行うもの	五九
十一	符号分割多元接続方式携帯無線通信及び時分割多重符号分割方式携帯無線通信を行う無線局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信設備	六一

十	第四十九条の六に定める携帯無線通信を行う無線局（基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信の中継を行う陸上移動局又は陸上移動中継局（いずれも同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもの	八七
	陸上移動局（同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の送信設備（七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合を除く。）であつて、基地局と通信を行うもの	五九
十一	符号分割多元接続方式携帯無線通信及び時分割多重符号分割方式携帯無線通信を行う無線局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信設備	六一

第十四条の表十の項及び十一の項を次のように改める。

十	第四十九条の六に定める携帯無線通信を行う無線局（基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信の中継を行う陸上移動局又は陸上移動中継局（いずれも同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもの	六二
	陸上移動局（同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の送信設備（七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合を除く。）であつて、基地局と通信を行うもの	八七
	陸上移動中継局（同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の送信設備（七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合を除く。）であつて、基地局と通信を行うもの	五九
十一	符号分割多元接続方式携帯無線通信及び時分割多重符号分割方式携帯無線通信を行う無線局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信設備	六一

次に掲げる送信設備

(一)　第四十九条の六の四に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの

(二)　携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。）の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもの

(三)　第四十九条の六の四に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度（拡散符号によりスペクトル拡散された信号の速度をいう。以下同じ。）が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップのもの

(四)　携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。）の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもの

(五)　第四十九条の六の五に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのもの

(六)　第四十九条の六の五に定める時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。）の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもの

次に掲げる送信設備

(一)　第四十九条の六の四に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの

(二)　携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。）の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもの

(三)　第四十九条の六の五に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの

十	第四十九条の六に定める携帯無線通信を行う無線局（基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信の中継を行う陸上移動局又は陸上移動中継局（いずれも同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもの	八七
	陸上移動局（同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の送信設備（七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合を除く。）であつて、基地局と通信を行うもの	五九
十一	符号分割多元接続方式携帯無線通信及び時分割多重符号分割方式携帯無線通信を行う無線局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信設備	六一

次に掲げる送信設備

(一)　第四十九条の六の四に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの

(二)　携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。）の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもの

(三)　第四十九条の六の五に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの

十	第四十九条の六に定める携帯無線通信を行う無線局（基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信の中継を行う陸上移動局又は陸上移動中継局（いずれも同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもの	八七
	陸上移動局（同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の送信設備（七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合を除く。）であつて、基地局と通信を行うもの	五九
十一	符号分割多元接続方式携帯無線通信及び時分割多重符号分割方式携帯無線通信を行う無線局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信設備	六一

次に掲げる送信設備

(一)　第四十九条の六の四に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの

(二)　携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。）の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもの

(三)　第四十九条の六の五に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの